

令和 5 年 第 4 回

# 南阿蘇村議会臨時会会議録

令和 5 年 10 月 6 日 召集

南阿蘇村議会

# 会 期 日 程

会期 1 日間

令和 5 年第 4 回 臨時会

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程
1 0 月 6 日	金	本会議	午前 1 時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 上程議案説明 質 疑 討 論 採 決 閉会宣言

第 1 号

10月6日(金)

令和5年第4回南阿蘇村議会臨時会 議事日程

令和5年10月6日(金)

午後1時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第11号 専決処分事項の報告について

日程第4 報告第12号 令和4年度南阿蘇村一般会計決算の不認定に係る措置の報告について

日程第5 議案第63号 財産の処分について(木の香湯温泉跡地等)

日程第6 議案第64号 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第6号)について

閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	辰 巳 和 美	8番	丸 野 健一郎
2番	岡 智 則	9番	桐 原 純 男
3番	坂 田 正 也	10番	工 藤 保 雄
4番	河 内 克 也	11番	笠 野 眞 喜
5番	市 原 恵 一	12番	橋 本 功
6番	今 村 輝 宏	13番	後 藤 征 昭
7番	今 村 竜 喜	14番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
政策企画課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	飛 瀬 和 徳
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
産業観光課長	今 村 洋 一
水・環境課長	今 村 隆 博
保 育 所 長	大 塚 百合子

定住促進課長 梅 田 雄 治  
子育て支援課長 吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長 桐 原 恵  
議会事務局主幹 佐 藤 桂 輔

開会 午後1時00分



○議長（山室昭憲議員） 定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和5年第4回南阿蘇村臨時議会を開会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。着席をお願いします。

会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねますが、発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って御発言をお願いします。会議中の携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山室昭憲議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、河内克也議員、5番、市原恵一議員を指名いたします。



#### 日程第2 会期の決定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。



日程第3 報告第11号 専決処分事項の報告について

日程第4 報告第12号 令和4年度南阿蘇村一般会計決算の不認定に係る措置の報告について

日程第5 議案第63号 財産の処分について（木の香湯温泉跡地等）

日程第6 議案第64号 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（山室昭憲議員） 日程第3、報告第11号、専決処分事項の報告についてから、日程第6、議案第64号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第6号についてまでを議題といたします。村長に提案理由の説明を求めます。

○村長（吉良清一村長） 皆さんこんにちは。本日は、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、お忙しい中に御参集いただきまし

て御礼を申し上げます。

議案の説明を行います前に、まずはおわびを申し上げたいと思います。

村の有機堆肥生産センター、一般的には、堆肥センターと呼ばれており、施設でございますが、これに関するところでございます。

去る9月の15日、9月定例会の最終日でありましたけれども、地元紙に剰余金、剰余金返還で契約違反と報道をされました。このことによりまして、村民の皆様にも不信、あるいは不安を抱かせることとなり、また、村のマイナスイメージにもつながったものと認識をしております。

事の発端は、6年前、私が村長に就任した時期になりますけれども、堆肥センター長から現金を手元に置きたいという相談がありました。その際に私が、契約の内容も確認しないままに了承をしてしまいました。

このことが、このような事態になるとは、当時、想像もしておりませんで、その時に私のとった行動が軽率であり、しかも不適切だったと、深く反省しておわびを申し上げます。今回の件は重く受け止めまして、今後は、村政におきまして、適正、的確な運営に努め、信頼か回復を図っていけるよう、誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

それでは、提案理由の説明を行います。本日、議案としまして本臨時会に上程しておりますのは、専決処分の報告が1件、一般会計決算の不認定に関わる措置の報告が1件、財産の処分が1件、令和5年度補正予算が1件、以上4件となっております。御審議いただき議決をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、各議案について御説明申し上げます。初めに、報告案件です。

報告第11号、専決処分事項の報告についてであります。本議案は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年9月20日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものであります。本案件は、令和5年7月21日に発生した事故に関し、速やかに損害賠償金を支払う必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分による対応とさせていただきます。

なお、本村が損害賠償額の全額に、損害保険が適用されることとなっております。事件の概要などにつきましては記載のとおりでございます。

次に、報告第12号、令和4年度南阿蘇村一般会計決算の不認定に関わる措置の報告についてであります。本議案は、令和5年第4回定例会において議決されました令和4年度一般会計決算の不認定への対応につきましては、地方自治法第233条第7項の規定に基づきまして、決算の不認定に基づきまして、決算の不認定の対応につきまして措置を講じたので、議会に報告するものであ

ります。

本件の不認定理由としましては、村が所有する有機肥料生産センターの運営業務委託において、平成29年度から令和4年度までの6年間にわたり、契約に反して、受託者に毎年度の剰余金返還を求めていなかったことまた、新たな委託契約書で剰余金の返還に関する条文を削除した上で剰余金を経費に充てることを認める条文を追加したとの報道を受けまして、議会から事の真相、本質が不明であり、賛成が出来ないとの判断をいただいたわけでございます。

定例会終了後に、不認定の理由を踏まえまして内容を確認を行った上で、本件への措置を講じましたので、このことを御報告をいたします。返還を求めるべき剰余金は、令和4年度末時点で891万1,940円であり、まず、受託者に返還を求めるために、令和5年9月19日に受託者と協議を行いまして、村に返還ができるように、村がまた返還を求めることができるように、令和5年度において変更した契約書の第13条を元に戻す変更契約を行いまして、当該委員委託契約第13条の村に返還しなければならないとの規定に基づきまして、平成29年度から令和4年度末までの剰余金合計で8,897万1,940円この全額の返還を求め、同日に返還をされております。

今後は、今回の事態を厳粛に受け止めまして、村政の適正な管理体制を構築しますとともに、法令を遵守し、適正で透明性のある行財政の運営を図り、より一層責任感を持って、村政の信頼回復に努めてまいります。以上が報告案件でございます。

次は財産の処分案件です。議案第63号財産の処分についてであります。本議案は、この香湯温泉跡地の売却におきまして、条件付公募型プロポーザルの結果によ、処分の相手方を決定いたしましたので、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。処分の相手方などは記載のとおりでございます。

最後に、補正予算です。議案第64号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第6号についてであります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ9,080万円を増額し、総額を124億232万8,000円とする補正予算であります。主な歳出の補正内容につきましては、観光費において、企業版ふるさと納税に関わる、持続可能なエシカルヴィレッジを推進する観光誘客促進事業補助金を2,500万円、同じく、観光費において道の駅あそ望の郷くぎのあじわい館の温蔵庫購入事業を90万円増額しております。また、積立金として、災害復興基金に6,500万円の積立てをしてしております。主な歳入補正につきましては、不動産売払い収入として、木の香湯温泉跡地売払い収入6,500万円の増額、企業版ふるさと納税による寄附金の追加予算2,500万円となっております。以上が提案理由の説明であります。御理解をいただき、議決いた

できますようよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（山室昭憲議員） 以上で、提案理由の説明を終わります。日程第3、報告第11号専決処分事項の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。報告11号について終わります。



日程第4 報告第12号 令和4年度南阿蘇村一般会計決算の不認定に係る  
処置の報告について

- 議長（山室昭憲議員） 日程第4、報告第12号、令和4年度南阿蘇村一般会計決算の不認定に係る処置の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。5番河内議員。4番ですねすいません。
- 4番（河内克也議員） 4番河内です。この剰余金、私のいろいろな疑問点は、別途、農政課長に現在質問をして、先ほどの回答をもらっておりますので、それは省略しますが、さっき堆肥センターについて、先ほど村長からおわびがありました。

この前の閉会日にも、私がこの問題の本質についていろいろ述べましたので、本質について村長に再度お聞きいたします。9月定例会最終日、決算不認定の日から3週間が経過いたしました。その日の朝刊で有機肥料生産センター剰余金の問題が報道されました。討論の中で私は、この不透明なお金の流れが分からなかったことを指摘出来なかったことに、議員として反省をしなければならない、要請しているという発言をいたしました。それから3週間、村民の皆様から行政に対し、また、議会に対し、厳しい意見をいただきました。出席をいただきました。そして本日に至っています。議員としてやらなければならないこと議員の職務を今改めて考えたとき、村のために真摯な態度で、重要な政策決定と行財政運営の監視という二つの重要な役割を果たしていくことだと肝に銘じ、この場に立っております。

前置きが長くなりましたが、先ほど申し上げたように、この問題の本質は、規定は何だったのか。なぜ起こったのか。村長が先ほど責任反省の弁を述べられました。このことについて、村民の代表である議員の責任において、村長にお聞きいたします。本質、そして先ほどお話を聞いてますと、コンプライアンス、ガバナンス、の欠如だという、私は考えております。コンプライアンス違反というのは、もちろん法律条例を守ること。法令遵守です。私が考えるのは、それにプラス、社会倫理、社会規範を含むとも思っております。そのことをあとガバナンス、企業統治ですが、行政管理棟地支配の強化というのが大事だと思います。ガバナンスの強化、このことについて村長にお尋ねをいたします。以上です。

- 議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの河内議員の御質問にお答えいたします。当時、私のとった、先ほど説明しましたけども、当時私のとった行動がですね、今河内委員のおっしゃるとおり、ガバナンス、あるいはコンプライアンス、こういったことに、そういった細かい配慮が足りなかったということは痛切に感じております。そのときに、担当を、即答を避けてですね、そのとき即答を避けて、担当部署、担当者との協議を行いまして、そして、事の重大さを認識し、そして、協議を行った上で決定を私の判断をしていけば、こういう事態にはならなかったと思います。

今後、そのようなことがないように、こうした場合につきましてはよく庁内で関係者と協議を行いまして慎重に判断をしていきたいとそういうふうと考えております。

○議長（山室昭憲議員） ほかに質疑ございませんか。はい、橋本議員。

○12番（橋本功議員） はい、12番橋本です。村長にお尋ねします。この、前回も、条例の問題とか、あるいは規約、ですね。いろんな問題が浮上しました。私は、もう村長も、この契約とか条約というのは本当に慎重に、扱っておられるというふうに、信じておりました。これは、1番大事なことなんです。契約、簡単ではないんです。相手と結ぶものでございます。それを契約の変更とか、あるいはですね、改変とか、いろいろありますけども、村長、なぜ、契約の変更されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） 今、なぜ契約の変更を行ったかという質問等をな、受け止めましたけれども、当時令和5年度におきましては、剰余金がございますので、契約では返すこととなっておりますので、契約違反になるということで、当時、センター長、センターともですねセンター長ともいろいろ協議をしましたけれども、置いとってくれと、強い要望がありましたので、そこはセンターの意向を尊重しなければならないかなというふうに、そのときもどうしたらいいかはですね、大分協議を行ったんですけれども、取りあえず、取りあえず5年については現状に合わせようという判断をして、そのことも、今思えばですね、対応が不適切だったと。

やはり強く、変更契約書のとおり返還になってますので、返還となっておりますので返還くださいと強く求めて、契約の変更は行わなかったほうがよかつたかなと今になってはですね、後手後手でございますけれども、とにかく一旦は、契約書を変えて、契約変えて剰余金を置いておくということを剰余金を置いていくという現状に、契約書を合わせたという措置をとったわけでございます。そのことは、本当に当時、今思い返せば、不適切だったと反省しております。

- 議長（山室昭憲議員） 橋本議員。
- 12番（橋本功議員） はい、12番橋本です。確かに、先ほど、もう軽率でやったという言葉もいただきました。契約とかあるいは条例とかいうのは本当に、南阿蘇村の大事な規定なんです。これをですね、軽く、経験に使うということはですねいかがなものかと思えます。今後、これ村長だけでなく、執行部の皆様も慎重に取り扱っていただければと思います。以上で終わります。
- 議長（山室昭憲議員） ほかに質疑ございませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで、報告第12号について終わります。



#### 日程第5、議案第63号、財産の処分について

- 議長（山室昭憲議員） 日程第5、議案第63号、財産の処分についてこの香湯温泉跡地の質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんね。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。まず、反対討論ありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（山室昭憲議員） 賛成討論ありませんか。はい。3番、坂田議員。
- 3番（坂田正也議員） 3番坂田です。本議案の賛成の立場で討論いたします。木の香湯温泉は、平成28年4月、熊本地震により被災しました。その後、令和元年6月議会と令和2年3月議会の予算可決後も再建されないまま、現在に至っています。地域住民にとって、なくてはならない温泉施設の再建であります。民営による公募も今回で4回目になります。  
このまま置いていても何も変わらない。今こそ、行動を起こすときが来ました。今回の有限会社コロンのこの香湯温泉の再建案は、すばらしい提案であり、南阿蘇村の活性化に必ずつながると確信をいたします。このような理由により、私は本議案に強く賛成いたします。以上で、賛成討論を終わります
- 議長（山室昭憲議員） ほかに賛成討論ありませんか。4番、河内議員。
- 4番河内克也議員 4番、河内です。今詳しく、坂田議員から賛成討論がありました。私、民間活用、民活の視点で賛成討論をいたします。木の香湯は平成元年地元旧久木野村が期待をして、ふるさと創生でつくって、そして、非常に経済波及効果もあり、また、村民の皆様の健康増進、福祉増進にも寄与してきました。坂田委員議員が言われたように、被災をして、8年ほど、7年、営業は出来ておりません。今回コロンさんで、民間活用PFI方式といいます。  
PFI方式で、もう一種でこうやって民間のノウハウ資金を活用してやって

いただくという提案をいただいています。これからの自治体は、PFI方式をどんどん採用するべきであり、非常にモデルになると思います。非常に期待をして、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（山室昭憲議員） ほかに、賛成討論はありませんか。ありませんね。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第6 議案第64号 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第6号について

○議長（山室昭憲議員） 日程第6議案第64号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第6号についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。お諮りいたします。本臨時会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任いただきたいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定いたしました。以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

○

○議長（山室昭憲議員） これで、会議規則第8条の規定により、令和5年第4回南阿蘇村村議会臨時会を閉会いたします。

一同、その場に御起立をお願いいたします。  
礼。

○

閉会 午後1時35分